

## 安心・安全に暮らせる生活を取り戻すための意見書

福島県の南端に位置する西郷村は最先端科学の工場群と太古の昔から脈々と繋がる自然豊かな風光明媚な村であります。その村の一角に昨年令和5年7月上旬より同年11月下旬にかけ、真夜中から早朝の時間帯に施工主が解らない、出所もわからない、工事残土と思える大量の土砂が搬入され続けました。搬入に伴い工事内容の表記も無く、積載オーバーと思える車両の通行、道路法に反する道路の汚濁、深夜の作業にも関わらず防音壁の設置も無く、安全対策なども一切無い。関係行政機関の指導に対しても無視し工事を進めました。

現地は国道289号線と村道6号線が交わる交差点付近で、国道289号線から自衛隊の哨舎がある追原方面へと下る坂道の脇であり、坂を下りきった所へは民家が数戸建ちならぶところであります。土砂が搬入される前は自然木や葛の蔓などが絡む緑豊かな場所であり、風当たりも弱く安心して暮らせる場所でした。しかし、昨年夏以降に景色は一変し、灰褐色の10cm以上もの土砂の壁が迫り来る。少しの風でも砂塵が舞い上がり家の中へと入り込み、少しの雨や降雪などで土石が崩れ落ちてくる状況が続いています。

土砂が搬入された場所は、降雨後、地下水が流れ出てくる場所もありましたが、水の通り道も塞がれた状態であり降雨時の不安は強くあります。災害を防止するための擁壁も設けられず、何時崩落するか解らない状況であり静岡県の熱海で発生した土砂災害事故を思い返し不安は募るばかりであります。

昨年の土砂搬入時は重機や大型ダンプなどによる騒音、現在は、前述した不安により安心して寝ることも生活することも出来ません。

つきましては、地区住民が安心・安全な暮らしを取り戻すために運び込まれた土砂を公的責任において取り除き安心して生活ができるよう下記事項の実現について強く求めます。

### 事項

安心・安全な暮らしを取り戻すために、運び込まれた土砂を公的責任において取り除き、近隣住民が安心して生活ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出致します。

令和 6年 3月 14日

福島県西郷村議会

福島県知事 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
国土交通大臣 様  
環境大臣 様